

事務連絡
令和6年1月9日

一般社団法人 日本医療法人協会 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準
の改定について

日頃より、建築行政の推進にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

本日、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号、以下「業務報酬基準」という）を公布・施行いたしました。

業務報酬基準については、以前から定期的な見直しを行うべきものとされ、その趣旨を踏まえ、最近の建築物の設計業務及び工事監理等業務の実態に応じた適正な報酬が得られるよう、中央建築士審査会の了承を得て改正作業を開始し、本日改定に至りました。

平成26年の建築士法改正により、建築士法第22条の3の4に「設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準の考え方に準拠した委託金額で契約を締結するよう努めなければならない」と規定され、設計や工事監理の業務報酬の算定にあたり、業務報酬基準の考え方を正しく理解し、活用することが重要となっています。

適正な業務報酬による建築士の業務の健全化、建築物の質の向上のために、貴団体におかれましては告示の内容をご承知おきいただくとともに、貴団体所属の関係する事業者、団体及び建築士に周知して頂きますようお願い申し上げます。

なお、国土交通省ホームページ「設計、工事監理等に係る業務報酬基準について」（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000082.html）において、業務報酬基準を解説した「業務報酬基準ガイドライン」を示しておりますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

以上